

命を守る

住宅用火災警報器

設置してありますか？点検してありますか？



宮崎県内すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられました。

平成23年6月1日から令和5年6月1日で**12年**が経過しました。

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知しなくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所(例)

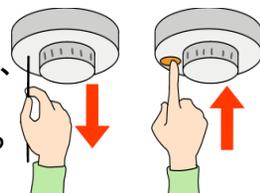
設置が必要な場所は、
寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上
にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、
ボタンを長押しすると、
音声などで正常に作
動するかどうかを知ら
せてくれます。



WITH
THE
KYUSHU

九州一斉

住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中!

宮崎県 / 宮崎県消防長会 (宮崎県内10消防本部)

宮崎市消防局 / 都城市消防局 / 延岡市消防本部 / 日向市
消防本部 / 日南市消防本部 / 西諸広域行政事務組合消防
本部 / 串間市消防本部 / 西都市消防本部 / 宮崎県東児湯
消防組合消防本部 / 西臼杵広域行政事務組合消防本部

(お問い合わせは、最寄りの消防本部へ)

【後援】

FDMA 総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

